

介護保険事業者指定申請の手引き

訪問リハビリテーション・

介護予防訪問リハビリテーション編

愛知県福祉局高齢福祉課

目 次

I 指定について

- 1 指定の意義
- 2 指定の基準
- 3 指定の事務の流れ

II 指定申請書類について

- 1 指定申請書類一覧
- 2 指定申請書類の記入要領

この手引きは、新規指定の申請をされる方に、運営基準を理解しながら手続きを行っていただけるよう作成しました。

また、既に開設された事業所の方にも、運営基準に則した適正な運営のために活用していただけたら幸いです。

なお、この手引きは、随時見直しています。その都度、愛知県のホームページ（高齢福祉課介護保険指導第一グループ）にて改訂版を提供しますので、**必ずホームページで最新版を御確認の上、申請手続きをしてください。**

この手引きは、令和7年6月版です。

I 指定について

I-1 みなし指定の届出

- ・ 愛知県内（名古屋市、東三河地区（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）、岡崎市、一宮市、豊田市を除く。）に事業所を設置し、介護保険法に基づく居宅サービス（介護予防サービス）の事業を行い介護報酬を受けるには、愛知県知事の指定を受ける必要があります。
- ・ 訪問リハビリテーション事業所については、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院が行うことができます。
- ・ また、訪問リハビリテーションは、介護老人保健施設及び介護医療院については、開設許可、病院及び診療所については、保険医療機関の指定を受けたとき、介護保険法の規定により指定があったものとみなされます。なお、届け出により、この指定を辞退することができますが、いったん辞退し、再度訪問リハビリテーションを行うためには、指定申請が必要です。
- ・ 人員基準違反、設備・運営基準違反など取消し事由に該当した場合は、指定の取り消しや、指定の全部又は一部の効力停止（介護報酬の請求停止や新規利用者との契約停止など）の行政処分を受けることがあります。

I-2 指定の基準

- ・ 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）についての指定基準は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号、以下「基準省令」という。）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）により規定されています。事業を行うにあたりこれらの省令、通知についての理解が必要です。
- ・ 基準省令は、必要最低限の基準を定めたものであり、事業者はこれらを遵守し、常に事業運営の向上に努めなければなりません。
- ・ なお、平成25年4月からは、これら国の基準をベースに県条例が制定されました。
- ・ 指定基準には、次の要件が定められています。

① 基本方針	指定訪問リハビリテーションの目的など
② 人員基準	従業者の技能・人員に関する基準
③ 設備基準	事業所に必要な設備についての基準
④ 運営基準	保険給付の対象となる介護サービス事業を実施する上で求められる運営上の基準

(1) 基本方針のあらまし

指定訪問リハビリテーションは、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復等を図るものでなければなりません。

(2) 人員基準のあらまし

ア 管理者

- ・ 1人
- ・ 管理者の職務（基準省令第52条）
 - ①従業者及び業務の管理を一元的に行う。
 - ②従業者に運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を行う。

イ 従業員の員数

- ・ 医師
 - (ア) 専任の常勤医師が1人以上勤務していること。
 - (イ) 指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であつて、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えありません。
 - (ウ) 指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であつて、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件を満たします。
また、指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であつて、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている事業所において、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件を満たします。
- ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
 適当数配置

(3) 設備基準のあらまし

ア 訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であること。

イ 専用の区画

- ・ 事業運営のために必要な広さの専用の区画を設けること。
- ・ 他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。間仕切りがなくとも、指定訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されれば足ります。

ウ 相談スペース

- ・ 相談スペースを設けること。（共用可）

- ・ 相談スペースは、すくなくともパーティション（ついたて）などにより、プライバシーが確保されるものとする。

エ 設備及び備品

- ・ 訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品を備えること。
ただし、当該病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における診療用に備え付けられたものを使用することができます。

（４）運営基準のあらまし

運営の基準として次のような項目が、規定されています。

- ・ 利用申込者に対するサービス提供内容および手続の説明及び同意
- ・ 提供拒否の禁止
- ・ サービス提供困難時の対応
- ・ 受給資格等の確認
- ・ 要介護及び要支援認定の申請に係る援助
- ・ 心身の状況等の把握
- ・ 居宅介護支援事業所等との連携
- ・ 介護予防支援事業者等との連携
- ・ 法定代理サービスの提供を受けるための援助
- ・ 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供
- ・ 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画等の変更の援助
- ・ 身分を証する書類の携行
- ・ サービスの提供の記録
- ・ 利用料等の受領
- ・ 保険給付の請求のための証明書の交付
- ・ 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針
- ・ 指定介護予防リハビリテーションの基本取扱方針
- ・ 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針
- ・ 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針
- ・ 訪問リハビリテーション計画の作成
- ・ 利用者に関する市町村への通知
- ・ 管理者の責務
- ・ 運営規程
- ・ 勤務体制の確保等
- ・ 業務継続計画の策定等
- ・ 衛生管理等
- ・ 掲示
- ・ 秘密保持等
- ・ 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止
- ・ 苦情処理
- ・ 地域との連携

- ・ 事故発生時の対応
- ・ 虐待の防止
- ・ 会計の区分
- ・ 記録の整備

（５）報酬請求のあらまし

ア 基本報酬

訪問リハビリテーション事業所は、居宅介護支援事業所が作成する居宅サービス計画に沿って、各事業所が医師の診療を基に作成する訪問リハビリテーション計画に位置付けられた内容及で請求することとされており、サービスの提供前に運営基準に定められた手続きを経て訪問リハビリテーション計画が作成されていなければ、介護報酬の請求はできません。

新規や区分変更申請等で要介護度が決まっていない場合や、諸事情で居宅サービス計画の入手が遅れた場合であっても、居宅介護支援事業所と連携を図り、サービスの提供前に訪問リハビリテーション計画を作成しなければならないことに留意してください。

イ 各種加算

報酬基準（国の単位数表、告示、留意事項通知）に適合しない場合は介護報酬の請求はできません。

I－３ 指定の事務の流れ

（１）指定の受付担当部署

図面相談、新規申請及び加算届の受付は、事前予約が必要です。下記の担当窓口
に電話で予約をした上で申請窓口へお越しください。

※事業所の所在地が名古屋市、東三河広域連合（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）、岡崎市、一宮市、豊田市の場合には各市等の窓口にお問い合わせください。

(表 I - 3 - 1)

事業所の所在地	担当福祉相談センター
(市部) 瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市 あま市、長久手市 (愛知郡) 東郷町 (西春日井郡) 豊山町 (丹羽郡) 大口町、扶桑町 (海部郡) 大治町、蟹江町、飛島村 (知多郡) 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	尾張福祉相談センター 地域福祉課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2 - 6 - 1 (三の丸庁舎 7 階) 電話 0 5 2 - 9 6 1 - 1 4 2 3 FAX 0 5 2 - 9 6 1 - 7 2 8 8
(市部) 碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市 (額田郡) 幸田町	西三河福祉相談センター 地域福祉課 〒444-0860 岡崎市明大寺本町 1 - 4 (西三河総合庁舎 9 階) 電話 0 5 6 4 - 2 7 - 2 7 3 7 FAX 0 5 6 4 - 2 7 - 2 8 1 6

提出書類の様式などは、愛知県福祉局高齢福祉課のホームページ
(<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>) に掲載しています。

(2) 指定のスケジュール

① 新たに保険医療機関の指定を受ける病院又は診療所で行う場合

保険医療機関として指定されると申請手続きをしなくても訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの指定事業所とみなされます。保険医療機関の指定と同時に介護サービスを実施する場合は、高齢福祉課から指定月の上旬頃に当該医療機関に通知が送付され、その通知に必要な書類の提出期限が記載されています。

② みなし指定辞退後の再指定申請の場合

みなし指定辞退後、あらためて、事業を開始しようとする場合は、愛知県知事の指定を受ける必要があるため、次の基本ルール、スケジュール等が適用されます。

ア 基本ルール

- ① 指定は、指定希望月の前々月末の午後5時までに受付け、受理した申請書類を審査の上、翌々月の1日付けで行います。指定は月1回です。

例：1月25日に受理した申請は、審査の上、3月1日に指定する。

なお、月の末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日を締切日とします。

例：月の末日が日曜日の場合は、その前々日の金曜日が締切日。

- ② 書類に不備のあるものについては、受理しません。

- ③ 申請時点で、建物・備品等が使用可能な状態になっている必要があります。

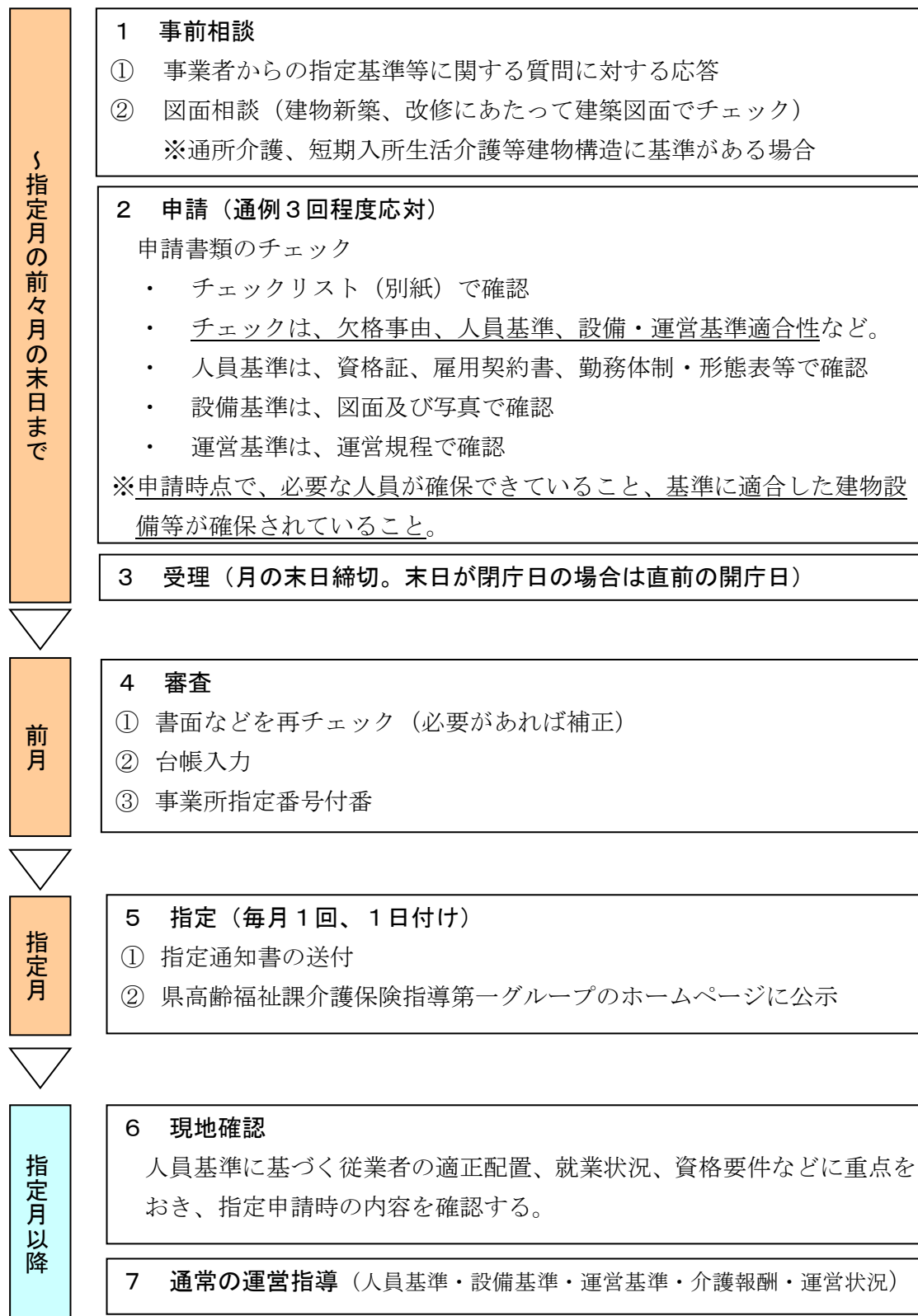
申請を受理した翌日に調査しても基準を満たしていることが確認できる状況となっていることが必要です。なお、原則として、指定日以後、3か月以内に、申請内容と相違ないか確認するため現地確認を行います。（医療みなしは、原則、現地確認は行いません。）

※ みなし指定辞退後、あらためて、事業を開始しようとする場合は、愛知県知事の指定を受ける必要があるため、センター所管の基本ルール、スケジュール等が適用されます。

イ 指定のスケジュール

指定申請についての大まかなスケジュールは、次ページの図 I - 3 - 1 のとおりです。

(図 I - 3 - 1 指定のスケジュール)



＜指定申請書受理後の留意事項＞

指定申請書受理後、指定月まで約1か月ありますが、その間も指定申請書等の審査期間です。

あくまでも指定予定であり、指定されるまでの間は利用予定者との契約はできませんので御注意ください。

なお、指定申請書を提出し、事業開始までに配置予定であった職員に変更が生じた場合は、必ず申請書受付機関にその旨を文書により報告してください。

必要職員の配置が困難となった場合は、申請の取り下げをする必要があります。取り下げをしない場合でも、その事実が確認されている場合は、指定時の人員基準を満たしていないため指定できません。

適正な人員が確保できないまま、取り下げせずに指定を受けた場合は、不正な手続により指定を受けた場合に該当する可能性が高く、指定の取消処分の対象となることがありますので、十分留意してください。

また、広報等については以下のことに注意してください。

- ◎ 内容が虚偽又は誇大なものにならないようにしてください。
- ◎ 「居宅介護支援」と同一紙面に広告はできません。
- ◎ リーフレット等には、介護事業所として既に指定を受けているかのような表現はしないようにしてください。

（例 良い例：3月1日指定予定、悪い例：3月1日オープン）

また、内覧会等を開催する場合についても同様です。

- ◎ 各家庭を訪問し、広報を行うにあたっては、強引な勧誘と受け取られかねないような対応は慎んでください。

なお、事業の開始は原則として指定日と同日としてください。

（３）業務管理体制整備に関する届出

法人として、新規に介護サービスを始めた場合は、医療みなし事業所のみの事業所を除き、法人単位で、業務管理体制を整備し、愛知県高齢福祉課介護保険指導第一グループ（電話（直）０５２－９５４－６２８９）に届け出る必要があります。指定申請とは別に、届け出る必要がありますので忘れないようにお願いします。

届出が必要な事由、届出様式などは、愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指導第一グループのホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/gyoumukanri.html> に掲載しています。

(4) 生活保護法の指定

平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関は、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。生活保護法に基づく指定申請の手続きは必要ありません。

事業所の所在地が名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市の場合には各市の窓口へお問い合わせください。

上記以外の市町村の場合は、愛知県福祉局福祉部地域福祉課生活保護グループが担当です。(電話(直) 052-954-6263)

ただし平成 26 年 6 月 30 日以前に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関で、生活保護法の指定を受けていない介護機関は、指定を受けようとする場合には申請が必要となります。

詳細について

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikifukushi/0000079799.html>

を参照してください。

(5) その他

他の公費負担制度の手続きについては、それぞれの所管部局に御確認ください。

Ⅱ 指定申請書類について

Ⅱ－１ 指定申請書類一覧（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）

- ・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業の指定申請をするためには、表Ⅱ－１の書類が必要です。
- ・表Ⅱ－１の書類の提出については、原則として電子申請・届出システム（<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>）を利用してください。
- ・訪問リハビリテーション事業と介護予防訪問リハビリテーション事業を同時に申請する場合は、別々に書類を作成する必要はありません。但し、各書類において、サービス種類を記載する箇所に両方のサービス名を書く必要があります。
- ・申請（申請相談）にあたって、電子申請届出システムを利用できない場合については、チェックリスト（点検表）を一番上にし、その下に表Ⅱ－１の書類を指定申請書類一覧表の番号順に揃える又は提出してください。
- ・下記書類の他に、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

（表Ⅱ－１）指定申請書類一覧

（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院用：みなし辞退→再指定申請用）

- | |
|---|
| <p>(1) 指定申請書（別紙様式第一号（一））</p> <p>(2) 指定に係る記載事項（付表第一号（四））</p> <p>(3) 商業登記事項証明書（直近３ヶ月以内の原本）
※登記情報サービスを利用する場合は照会番号がわかる資料が必要</p> <p>(4) 病院・診療所の使用許可証等の写し、介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写し</p> <p>(5) 平面図（標準様式３）</p> <p>(6) 運営規程（共通・介護給付・予防給付）</p> <p>(7) 苦情を処理するための措置の概要（標準様式５）</p> <p>(8) 欠格事由に該当していない旨の誓約書（標準様式６）
☐ 居宅サービス用（別紙①）
☐ 介護予防サービス用（別紙⑤）</p> <p>(9) 役員名簿（参考様式２）</p> <p>(10) 介護給付費算定に係る届出書（別紙２）</p> <p>(11) 介護給付費算定に係る一覧表
☐ 居宅サービス用（別紙１－１） ☐ 介護予防サービス用（別紙１－２）
【共通】
☐ 特別地域加算の確認
☐ リハビリテーションマネジメント加算の有無（有の場合、L I F Eへの登録の有無）</p> <p>(12) 証紙貼付書（様式第３３）</p> |
|---|

Ⅱ－２ 指定申請書類の記入要領

指定申請書類の「点検表」は、太枠部分のみ記入して、電子申請届出システムに添付又は指定申請相談時に持参してください。

4 訪問リハビリテーションの点検表【介護予防(有・無)】【みなし辞退・再指定】

※管理者等申請内容を熟知した方が申請して下さい。

※法人名				
※事業所の名称				
※連絡先	Tel			

	1	2	3	4
点検日	／	／	／	／
対応職員				
※相談者				

※(点検を受ける前に)今後の制度改正の状況に十分注意し、県より補正依頼があった場合は迅速に対応しますか。(はい・いいえ)					
書 類	1	2	3	4	チェック内容
指定申請書(別紙様式第一号(一))					☐ 不一致の有無(名称・所在地・郵便番号・代表者・管理者・電話番号・FAX番号・登記事項証明書・添付書類などが間違った記入をしていないかどうか) ☐ 病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院の別 ☐ 登記事項証明書の目的の中に、訪問リハビリテーションの場合は「居宅サービス」・「訪問リハビリテーション」等、介護予防訪問リハビリテーションの場合は「介護予防サービス」・「介護予防訪問リハビリテーション」等の適切な記載がされているかどうか(医療法人を除く)
指定に係る記載事項(付表第一号(四))					☐ 履歴事項全部証明書でも可 ☐ 登記情報提供サービスを利用する場合は電子申請・届出システムに照会番号を記載又は照会番号がわかる資料を添付したか。
商業登記事項証明書(直近3ヶ月以内の原本)					☐ 履歴事項全部証明書でも可 ☐ 登記情報提供サービスを利用する場合は電子申請・届出システムに照会番号を記載又は照会番号がわかる資料を添付したか。
病院若しくは診療所の使用許可証等の写し又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設許可証の写し					☐ 病院・診療所→所轄の保健所確認
平面図(標準様式3)					☐ 事業の運営を行うために必要な広さを有する特定の区画(事務室、受付、相談コーナーなど)→広さの数値を記入。 ☐ 必要な設備・備品(例えば洗面所・机・椅子・パソコン・書庫など) (※下記写真にて確認するため、平面図に撮影した方向を記入)
運営規程					☐ 不一致の確認(名称、所在地、勤務表、営業日、営業時間) ☐ 訪問リハビリテーション計画の内容 ☐ 実施地域の特定(区町名まで)、実施地域を越えた交通費の有無 ☐ 緊急時の対応 ☐ 虐待防止のための措置 ☐ 守秘義務
苦情を処理するための措置の概要(標準様式5)					☐ 記録の保存と再利用 ☐ 担当者名、電話番号、FAX
欠格事由に該当していない旨の誓約書(標準様式6)					☐ 法人の全役員と事業所の管理者が対象 ☐ 別紙①は居宅サービス用。介護予防サービス実施の場合には、別紙⑤も必要
役員名簿(参考様式2)					☐ 法人の全役員と事業所の管理者が対象 ☐ 登記されていない役員がある場合は役員会議事録等の写しで全員の役員が確認できるもの
介護給付費算定に係る届出書(別紙2)					☐ 郵便番号、氏名、住所等の不一致の確認
介護給付費算定に係る一覧表(別紙1-1、別紙1-2)					【共通】 ☐ 特別地域加算 ☐ 高齢者虐待防止措置実施の有無 ☐ 業務継続計画策定の有無
証紙貼付書(様式第33)					☐ 愛知県県収入証紙30,000円分が添付されているか。(消印はしないでください。) ☐ キャッシュレス決済を利用する場合、あいち電子申請・届出システムにより支払手続きを完了しているか。

申 送 事 項	1)	
	2)	
	3)	

注) 次回の点検にもこの用紙を一緒に提出してください。

別紙様式第一号(一)

介護保険施設

指定(許可)申請書

所在地 愛知県〇〇市〇町〇番〇号

申請者 名称 医療法人 あいちけん

代表者職名・氏名 理事長 愛知花子

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

- 14 -

① 申請者

- ・ 申請者は、法人でなくてはなりません（病院、診療所は法人格不要）。
法人の種類は問いません。但し、介護保険サービスの実施にあたって、県（国）の認可（社会福祉法人、医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署との協議を行い、定款変更などの各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。
- ・ 法人登記上、記載されている住所を記載します。（丁目・番地等は省略せずに記載すること。）
- ・ 法人の名称についても、省略しないで登記上の正式な法人名を記載します。（例：「株式会社」を「(株)」等のように省略しないこと。）
- ・ 郵便番号、電話番号など誤りがないようよく確認して記入してください。

② 指定（許可）申請をする事業等の開始予定年月日

- ・ 申請書類を提出する日の属する月の翌々月の1日として記入してください。
例：令和7年3月中に受理の見込み → 令和7年5月1日

③ 既に指定等を受けている事業等

- ・ 同一敷地内・同一申請者により既に指定等を受けている事業がある場合に、記入してください。

(2) 指定に係る記載事項 (付表第一号 (四))

付表第一号(四) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号	111111111111							
	フリガナ	アイチマルマルホウモンリハビリテーションジギョウショ							
	名称	あいち〇〇訪問リハビリテーション事業所							
	所在地	(郵便番号 000 - 0000) 愛知 都 道 〇〇 (市) 区 〇町〇番〇号 府 (県) 町 村							
	連絡先	電話番号	000-000-0000 (内線) 0000		FAX番号	000-000-0000			
	Email	〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇							
事業所種別		☐ 病院 ☐ 診療所 ☐ 介護老人保健施設 ☐ 介護医療院							
管理者	フリガナ	タナカ ハナコ		住所	(郵便番号 000 - 0000)				
	氏 名	田中 花子			〇〇市〇町〇番〇号				
	生年月日	昭和〇年〇月〇日							
利用者の推定数		人							
○人員に関する基準の確認に必要な事項									
従業者の職種・員数		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		医師	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常 勤(人)	1	0	0	0	0	0	1
		非常勤(人)	1	0	0	0	0	0	0
添付書類		別添のとおり							

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村							
	連絡先	電話番号	(内線)		FAX番号				
	Email								

- 備考
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
 - 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院が行うものについては、法第 71 条第 1 項及び第 72 条第 1 項の規定により指定があったものとみなされるので、本申請の必要はありません。
 - 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。

① 事業所名称

- 名称中の空白に注意してください。記載どおり台帳登録し、正確に記入してください。
例：「訪問リハビリテーションあいち」とするののか「訪問リハビリテーション あいち」とするののか。(後者は、空白あり)
- 類似の名称がある場合、何かとトラブルが起きることが想定されますから、調査、確認の上、事業所名称を決めてください。

② 従業者等の数

- 理学療法士等の数を、常勤・専従、常勤・兼務、非常勤・専従、非常勤・兼務の区分ごとに記入します。
- 管理者と兼務する従業者は、常勤・兼務として記入します。
- 後述の「従業者の勤務体制及び勤務形態 (標準様式 1)」の人数、常勤換算数と一致

すること。

(3) 商業登記事項証明書

- ・ 登記情報提供サービス (<https://www1.touki.or.jp/>) により取得した照会番号が記載されている資料を添付してください。なお、登記情報提供サービスを利用できない場合については、商業登記、法人登記の登記事項証明書を法務局で入手して添付してください。
- ・ 3か月以内に発行された原本を添付してください。
- ・ 原則として、介護保険の訪問リハビリテーション事業、介護予防訪問リハビリテーション事業を法人の事業として明確に位置付けていることを確認するため、目的として「介護保険法に基づく訪問リハビリテーション事業、介護予防訪問リハビリテーション事業」「介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業」などの規定がなされていることが必要です。(医療みなしを除く。)
- ・ 登記申請中で、月末までに、登記事項証明書が提出できない場合は、補正依頼申立書と法務局の受領印が押してある登記申請書類を提出してください。

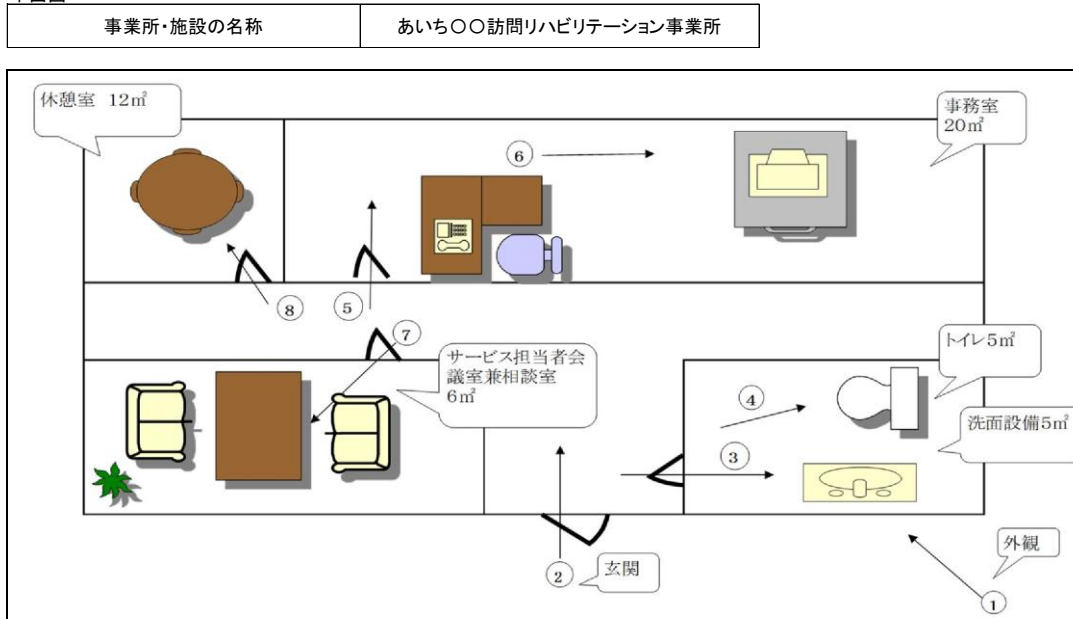
(4) 病院又は診療所の使用許可証等の写し、介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証等の写し

- ・ A4サイズにコピーして添付してください。

(5) 平面図（標準様式3）

- ・ 事業の運営を行うために必要な広さを有する設備（事務室、受付、相談コーナー）が必要です。
- ・ 他の事業所と同じ事務室を共用しても構いませんが、机などそれぞれの備品がどの事業所にあたるのか明確に区分すること。トイレ、相談室など共用する場合はその旨明記してください。
- ・ サービス提供に必要な設備・備品（洗面所・トイレ・書庫など）も記載します。
- ・ 次の「主要な場所の写真」にて確認するため、平面図に写真の番号と撮影した方向を記入してください。

(標準様式3)
平面図



備考 1 必ずしも本様式によらず、各室の用途及び面積の分かるものであれば、既存の平面図等をもって提出書類として差し支えありません。

2 各室の用途及び面積を記載してください。

3 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

(6) 運営規程（居宅サービス、介護予防サービス共通）

- 運営規程には、次の内容を記載する必要があります。

1	事業の目的及び運営の方針	
2	従業者の職種、員数及び職務の内容	
3	営業日及び営業時間	
4	指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額	
5	通常の事業の実施地域	客観的にその区域が特定されること。
6	虐待の防止のための措置に関する事項	
7	その他運営に関する重要事項	

- 運営規程の例を愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指導第一グループのホームページ (<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/483173.doc>) に掲載していますので参考にしてください。
- 従業者の職種、員数は、(2) 指定に係る記載事項及び(5) 従業者の勤務態勢及び勤務形態の記載と合致するようにしてください。

(7) 苦情を処理するための措置の概要（標準様式5）

- 参考例を愛知県高齢福祉課介護保険指導第一グループのホームページ (<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/application/form/sankou/sy06.doc>) に掲載していますので、参考にして記入してください。

(8) 欠格事由に該当していない旨の誓約書（標準様式6）

- ・ サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を目的として、平成18年4月の介護保険法改正で、指定を行わない場合として、法人の役員等の欠格事由が規定されました。
- ・ また、愛知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等が役員にある法人については、指定及び指定の更新を受けることができません。
- ・ この欠格事由に該当する役員等がないことについて、「欠格事由に該当していない旨の誓約書（別紙①居宅サービス用）」を提出します。
- ・ 介護予防訪問リハビリテーションを実施する場合は、「欠格事由に該当していない旨の誓約書（別紙⑤介護予防サービス用）」もあわせて提出してください。
- ・ 役員等には、管理者を含みます。

役員の範囲

「医療法人」・・・①理事、②監事

「社会福祉法人」・・・①理事、②監事

「特定非営利活動法人」・・・①理事、②監事

「合同会社」（有限責任社員のみで構成）・・・①全社員

「合名会社」（無限責任社員のみで構成）・・・①全社員

「合資会社」（有限責任社員と無限責任社員とで構成）・・・①全社員

「株式会社」・・・①取締役（社外取締役を含む）、②執行役、③監査役（社外監査役）、
④会計参与

「地方公共団体」・・・①市町村長、②副市町村長

誓 約 書

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

愛知県知事 殿

申請者

(名称)

医療法人あいちけん

(代表者の職名・氏名)

理事長 愛知花子

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

○	別紙①： 居宅サービス事業所向け
	別紙②： 介護老人福祉施設向け
	別紙③： 介護老人保健施設向け
	別紙④： 介護医療院向け
○	別紙⑤： 介護予防サービス事業所向け

(該当に○)

(別紙①：居宅サービス事業所向け)
介護保険法第70条第2項

一	申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
二	当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
三	申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
四	申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の二	申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の三	申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第七十七条第三項第七号、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第五号の三、第百十五条の二十二第二項第四号の三及び第二百三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第七十七条第三項第七号、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第五号の三及び第百十五条の二十二第二項第四号の三において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。
六	申請者が(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。)(又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。))であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものとする場合を除く。
六の二	申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものとする場合を除く。
六の三	申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。))の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。)(が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
七	申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
七の二	申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
八	第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)(の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)(の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
九	申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
十	申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)(が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十の二	申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)(が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十一	申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)(が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
十二	申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)(が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

(別紙⑤:介護予防サービス事業所向け)
介護保険法第115条の2第2項

一	申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
二	当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五條の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
三	申請者が、第百十五條の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
四	申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の二	申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の三	申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由がなく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
六	申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
六の二	申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
六の三	申請者と密接な関係を有する者が、第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
七	申請者が、第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)(で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
七の二	申請者が、第百十五條の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十五條の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。)までの間に第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)(で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
八	第七号に規定する期間内に第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)(の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)(の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
九	申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
十	申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)(が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十の二	申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)(が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十一	申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)(が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
十二	申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)(が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

※なお、別紙①及び⑤における「一 申請が都道府県の条例で定める者でないとき。」とは以下を指します。

【愛知県条例で定める者】

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成24年12月21日 愛知県条例第70号)

(指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

第十条 法第七十条第二項第一号(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める者は、法人(その役員の中に暴力団員等があるものを除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、法第七十条第二項第一号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 暴力団員等
- 二 法人でその役員の中に暴力団員等があるもの

(9) 役員名簿（参考様式2）

- ・誓約書の対象となる役員等について一覧表に記入してください。
- ・役員等の範囲は、当該法人の申請書類を提出する日現在の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わない。）及び管理者です。
- ・管理者を忘れずに記載してください。なお、役員が管理者となる場合の役職名は、実態に合わせ「取締役兼管理者」等と記入してください。

参考様式2

役員名簿

（ 1 枚中の 1 ）

（ふりがな） 氏 名	生年月日	性別	役職名	（郵便番号） 住 所
あいち はなこ 愛 知 花 子	昭〇〇. 〇. 〇	女	理事長	(〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇町〇番〇号
たなか たろう 田 中 太 郎	昭〇〇. 〇. 〇	男	理事	(〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇町〇番〇号
たなか はなこ 田 中 花 子	昭〇〇. 〇. 〇	女	管理者	(〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇町〇番〇号

(10) 介護給付費算定に係る届出書

(別紙2)

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

令和 〇 年 〇 月

愛知県 知事 殿

所在地

愛知県〇〇市〇町〇番〇号

名 称

医療法人あいちけん

①

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名 称	イリョウホウジンアイチケン					
	主たる事務所の所在地	医療法人あいちけん (郵便番号 〇〇〇 ー 〇〇〇〇) 愛知 県 〇〇 群市 〇町〇番〇号 (②) (ビルの名称等)					
	連絡先	電話番号	000-000-0000		FAX番号	000-000-0000	
	法人の種別	医療法人		法人所轄庁		愛知県	
	代表者の職・氏名	職名	理事長		氏名	愛知 花子	
事業所・施設の状態	代表者の住所	(郵便番号 〇〇〇 ー 〇〇〇〇) 愛知 県 〇〇 群市 〇町〇番〇号					
	フリガナ 事業所・施設の名称	アイチマルマルホウモンリハビリテーションジギョウシヨ					
	主たる事業所・施設の所在地	あいち〇〇訪問リハビリテーション事業所 (郵便番号 〇〇〇 ー 〇〇〇〇) 愛知 県 〇〇 群市 〇町〇番〇号					
	連絡先	電話番号	000-000-0000		FAX番号	000-000-0000	
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 ー) 県 群市					
届出を行う事業所・施設の種類の種類	連絡先	電話番号			FAX番号		
	管理者の氏名	田中 花子					
	管理者の住所	(郵便番号 〇〇〇 ー 〇〇〇〇) 愛知 県 〇〇 群市 〇町〇番〇号 (④)					
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分	異動(予定)年月日	異動項目(※変更の場合)	
	訪問介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
訪問入浴介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
訪問看護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
訪問リハビリテーション	○		☒ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了	令和〇年〇月〇日			
居宅療養管理指導			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
通所介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
通所リハビリテーション			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
短期入所生活介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
短期入所療養介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
特定施設入居者生活介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
福祉用具貸与			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
介護予防訪問入浴介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
介護予防訪問看護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
介護予防訪問リハビリテーション	○		☒ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了	令和〇年〇月〇日			
介護予防居宅療養管理指導			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
介護予防通所リハビリテーション			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
介護予防短期入所生活介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
介護予防短期入所療養介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
介護予防特定施設入居者生活介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
介護予防福祉用具貸与			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了				
施設	介護老人福祉施設			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
	介護老人保健施設			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
	介護医療院			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了			
介護保険事業所番号		2 3					
医療機関コード等							
特記事項	変 更 前			変 更 後			
関係書類		別添のとおり					

備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。

2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」

「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字の横の口を■にしてください。

6 「異動項目」欄には、(別紙1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。

7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。

8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

① 届出者

- ・ 注意事項は、指定申請書の記入要領と同様です。
- ・ 郵便番号、電話番号など誤りがないようよく確認して記入してください。

② 法人所轄庁

- ・ 「法人の種別」が株式会社、有限会社、合同会社等の場合は空欄とし、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人などは、所管する（認可等を受けた）官庁を記入します。

③ 事業所の状況

- ・ 指定申請書類等と記載内容に違いがないよう確認してください。

④ 異動（予定）年月日

- ・ 申請書類を提出する日の属する月の翌々月の1日として記入してください。

例：令和7年3月中に受理の見込み → 令和7年5月1日

(11) 介護給付費算定に係る一覧表(別紙1-1、1-2)

(別紙1-1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号	
提供サービス	施設等の区分
各サービス共通	
□ 14 訪問リハビリテーション	□ 1 病院又は診療所 □ 2 介護老人保健施設 □ 3 介護医療院
その他該当する体制等	地域区分 □ 1 1級地 □ 2 2級地 □ 3 3級地 □ 4 4級地 □ 5 5級地 □ 6 6級地 □ 7 7級地 □ 8 8級地 高齢者虐待防止措置実施の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型 特別地域加算 □ 1 なし □ 2 あり 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) □ 1 非該当 □ 2 該当 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) □ 1 非該当 □ 2 該当 かび/真菌/マニキュア/加算に係る医師による説明 □ 1 なし □ 2 あり 口腔連携強化加算 □ 1 なし □ 2 あり 移行支援加算 □ 1 なし □ 2 あり サービス提供体制強化加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ
LIFEへの登録	□ 1 なし □ 2 あり
索引	

(別紙1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス)

事業所番号	
提供サービス	施設等の区分
各サービス共通	
□ 64 介護予防訪問 リハビリテーション	□ 1 病院又は診療所 □ 2 介護老人保健施設 □ 3 介護医療院
その他該当する体制等	地域区分 □ 1 1級地 □ 2 2級地 □ 3 3級地 □ 4 4級地 □ 5 5級地 □ 6 6級地 □ 7 7級地 □ 8 8級地 高齢者虐待防止措置実施の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型 特別地域加算 □ 1 なし □ 2 あり 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) □ 1 非該当 □ 2 該当 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) □ 1 非該当 □ 2 該当 口腔連携強化加算 □ 1 なし □ 2 あり サービス提供体制強化加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ
LIFEへの登録	□ 1 なし □ 2 あり
索引	

※ 加算の根拠となるサービスの内容、体制が確保されていることが前提となります。

① 新規の場合は記入不要

② 地域区分

事業所の所在する市町村名から選択してください。

	市町村名	令和6年度から 令和8年度まで		市町村名	令和6年度から 令和8年度まで		市町村名	令和6年度から 令和8年度まで
1	名古屋市	3級地 (15%)	19	小牧市	7級地 (3%)	37	あま市	6級地 (6%)
2	豊橋市	7級地 (3%)	20	稲沢市	6級地 (6%)	38	長久手市	6級地 (6%)
3	岡崎市	6級地 (6%)	21	新城市	7級地 (3%)	39	東郷町	6級地 (6%)
4	一宮市	6級地 (6%)	22	東海市	7級地 (3%)	40	豊山町	6級地 (6%)
5	瀬戸市	6級地 (6%)	23	大府市	7級地 (3%)	41	大口町	7級地 (3%)
6	半田市	7級地 (3%)	24	知多市	7級地 (3%)	42	扶桑町	7級地 (3%)
7	春日井市	6級地 (6%)	25	知立市	5級地 (10%)	43	大治町	6級地 (6%)
8	豊川市	7級地 (3%)	26	尾張旭市	6級地 (6%)	44	蟹江町	6級地 (6%)
9	津島市	6級地 (6%)	27	高浜市	7級地 (3%)	45	飛島村	6級地 (6%)
10	碧南市	6級地 (6%)	28	岩倉市	6級地 (6%)	46	阿久比町	7級地 (3%)
11	刈谷市	3級地 (15%)	29	豊明市	5級地 (10%)	47	東浦町	7級地 (3%)
12	豊田市	3級地 (15%)	30	日進市	6級地 (6%)	48	南知多町	その他 (0%)
13	安城市	6級地 (6%)	31	田原市	7級地 (3%)	49	美浜町	その他 (0%)
14	西尾市	6級地 (6%)	32	愛西市	6級地 (6%)	50	武豊町	7級地 (3%)
15	蒲郡市	7級地 (3%)	33	清須市	6級地 (6%)	51	幸田町	7級地 (3%)
16	犬山市	6級地 (6%)	34	北名古屋市	6級地 (6%)	52	設楽町	7級地 (3%)
17	常滑市	7級地 (3%)	35	弥富市	6級地 (6%)	53	東栄町	7級地 (3%)
18	江南市	6級地 (6%)	36	みよし市	5級地 (10%)	54	豊根村	7級地 (3%)

③ 施設等の区分欄

1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院

いずれかの□を■にします。

※高齢者虐待防止措置実施の有無の確認

※業務継続計画策定の有無の確認

(12) 証紙貼付書（様式第33）

- ・ キャッシュレス決済により支払う場合は不要です。キャッシュレス決済については、「あいち電子申請・届出システム」(<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi>)により手続きを行ってください。
- ・ 30,000円分の愛知県証紙を添付してください。（消印等はしないでください。）
- ・ なお、訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションを一体的に運営するために、同時に申請する場合は、介護予防訪問リハビリテーションに係る手数料は免除されます。
- ・ 「医療みなし辞退→再指定」の場合も同様に30,000円必要です。